

西区民おまつり広場出展（店）に関する定め

（要件）

第1条 西区民おまつり広場会場内での出展（店）者は、次の各号の要件をすべて満たす企業・団体とし、別途定められた出展（店）申込書等の必要書類（以下、「申請書等」という。）により申し込みを行う。

- (1) 名古屋市内に活動の拠点がある者。
- (2) 西区民おまつり広場実行委員会（以下、「主催者」という。）へ別表1に定める額の出展（店）協賛金または出店料を納めた者。なお、主催者が出展（店）協賛金または出店料について必要ないと決定した者はこの限りではない。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（出展（店）の決定）

第2条 主催者は申込書等を審査し、西区民おまつり広場（以下、「本催事」という。）の主旨に適合するものと考えられる出展（店）物（展示物、販売品目、提供サービス、施工及び装飾を含む。以下、「出展（店）物」という。）を展示する出展（店）希望者に対してのみ、出展（店）を決定する。

ただし、出展（店）希望者数が出展（店）可能数を超えた場合、主催者が出展（店）物などにより出展（店）希望者を選考、又は抽選により出展（店）者を決定する。

（出展（店）位置の決定）

第3条 主催者は出展（店）者の出展（店）物を考慮の上、出展（店）位置を決定する。出展（店）者は主催者が決定した出展（店）位置に従い、異議を申し出ることが出来ない。また、主催者の指示により出展（店）者によるくじ引きを行う場合も、決定した出展（店）位置に従い、異議を申し出ることが出来ない。

（出展（店）方法）

第4条 出展（店）物は本催事及び隣接出展（店）者に影響がないもので、原則、主催者が指定するテントを使用し、割り当てられた出展（店）範囲の中で行うことが出来るものでなければならない。ただし、会場の運営や安全に支障のない範囲で主催者が認めた場合はこの限りでない。

- 2 出展（店）者は出展（店）範囲外で宣伝活動及び誘導表示の設置は出来ない。ただし、会場の運営や安全に支障のない範囲で主催者が認めた場合はこの限りでない。
- 3 出展（店）者は出展（店）によって知り得た個人情報を本催事以外で使用してはならない。
- 4 主催者は出展（店）物が本催事及び隣接出展（店）者に影響があると判断した場合、出展（店）物を制限または禁止する権限を有し、出展（店）物の修正を命ずることが出来るものとする。出展（店）者は主催者から出展（店）物の修正を命じられた場合、ただちにこれに従わなければならない。
- 5 出展（店）物を変更する費用は出展（店）者が負担し、これによって生ずる一切の損失に

関して主催者は責任を負わないものとする。

(出展(店)物の管理)

第5条 出展(店)物の管理責任は出展(店)者にあるものとし、その輸送及び展示期間中を通じて保護のための適切な処置を講ずるものとする。

(出展(店)資材等)

第6条 主催者は出展(店)者に対して、別表1に定める出展(店)の種類ごとにテント等の資材等を用意する。これら以外の資材等は出展(店)者が用意するものとし、かかる費用はすべて出展(店)者が負担するものとする。ただし、別表2にある資材等については、出展(店)者が費用を負担した上で、主催者側でとりまとめて用意することもできるが、主催者が別に定めた場合はこの限りではない。

2 火災予防条例における対象火気器具等を使用する場合は主催者へ申請し、事故防止に努めなければならない。

(食品の取り扱いについて)

第7条 試飲・試食及び飲食物の販売については、主催者で取りまとめて保健センターへ届出を行い許可を受けるため、出展(店)者は主催者が求める書類等を提出しなければならない。

2 保健センターから給排水設備や手洗い消毒設備等の設備設置指導があった場合、出展(店)者は主催者と協議の上、対応しなければならない。その際にかかる費用は出展(店)者負担とする。

3 出展(店)者は十分な食品衛生管理を行い、管理責任を負うものとする。保健センターによる事前査察がある場合は、出展(店)者が立ち会うものとする。

4 移動販売車両での飲食販売は認めず、テントによる出展(店)に限る。

(出展(店)の取り消し)

第8条 主催者は出展(店)者が次の各号に該当するときは、出展(店)の決定を取り消すものとする。

(1) 指定された期日までに費用の支払いが無いとき

(2) 本定め及び主催者からの指示に従わない場合

(出展(店)物の免責・賠償)

第9条 出展(店)者は、本催事の構造物の損壊及び人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとする。

2 主催者は会場全体の管理・保全に努めるが、展示物の管理責任は出展(店)者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失及び損害について責任を負わない。

(本催事の開催中止)

第10条 主催者は地震、洪水などの天災及びその他やむを得ない不可抗力により、本催事を中止することがあるが、中止によって発生した出展(店)者の損害については補償しない。

別表 1

出展（店）の種類	金額	資材等（第 6 条）
おまつり広場への出展（店） ※「第 46 回西区民おまつり広場」 協賛募集要項」における「出展 （店）協賛」による出展（店）	出展（店）協賛金 物販なし 35,000円 物販あり 40,000円	テント(幅 360×奥行 270)1張り 長机(180×45)4台 丸椅子8脚
お菓子まつりへの出店	出店料 6,500円	テント(幅 270×奥行360) ※テント(幅 540×奥行 360)1 張の半分
福祉ふれあいへの出展（店）	社会福祉協議会負担	テント(幅 360×奥行 270)1張り 長机(180×45)4台まで 丸椅子8脚まで 発電機セット(必要な場合)

注) 一般（協賛出展）枠に余裕がある場合は、お菓子まつり、福祉ふれあい、その他に該当する者も、上記に定める出展（店）協賛金を支払うことにより一般（協賛出展）枠に申込みることができる。

別表 2

資材等	種類	金額
テント側幕	幅 360	1,300円/1 幕
	幅 270	1,300円/1 幕
	幅 540	1,900円/1 幕
長机	180×45	1,300円/1 台
丸椅子	—	200円/1 脚
コック付タンク 20L	—	1,000 円/1個
発電機・消火器	1セット	13,000円/1 セット
消火器	—	1,300 円/1本

(その他)

- ・第 1 条第 3 号に関して確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。
- ・申込書等に記載された、出展（店）者の皆さまの個人情報は、出展（店）に関する諸手続及び各種案内のために使用させていただきます。
ただし、西区民おまつり広場業務委託先に、個人情報の一部又はすべてを預託する場合があります。